

第533回岡山海区漁業調整委員会
議事録

令和3年10月20日（水）

【第533回岡山海区漁業調整委員会】

1 日 時 令和3年10月20日（水）14時00分～14時37分

2 場 所 ピュアリティまきび
岡山市北区下石井二丁目6番41号

3 出席者

[委 員]

会 長	井本 瀧雄		
副 会 長	淵本 重廣		
委 員	國屋 利明	栗田 睦	
	小谷 基	柴田 悟	
	豊田 安彦	平田 晋也	
	福重さと子	藤井 義弘	
	松下 勘次	松本 正樹	
	三宅秀次郎	山下 広美	
		計 14名	

[水産課]

水産課長	石飛 博敏	総括副参事	濱崎 正明
副 参 事	栢野 正敏	副 参 事	檜東 裕子
技 師	津行 篤士	技 師	角田 成美

[事務局]

事務局長	高田 豊和	主 幹	弘奥 正憲
------	-------	-----	-------

4 審議事項

第1号議案	漁業権の免許について
(結果)	原案どおり承認
第2号議案	知事管理漁獲可能量の設定について
(結果)	原案どおり承認
第3号議案	知事許可漁業の制限措置の制定について
(結果)	原案どおり承認

5 内 容

【高田局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から第533回岡山海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日の出席委員は14名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、井本会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【井本会長】

議事に入ります前に、議事録の署名委員を指名させていただきます。柴田委員、松下委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「漁業権の免許について」事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

資料の2ページを御覧ください。令和3年10月4日付けで、知事から「海面区画漁業権の免許について」の諮問がまいっております。漁業法第70条の規定により、当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について水産課から説明させていただきます。

【栢野副参事】

水産課漁政班の栢野です。第1号議案「漁業権の免許について」説明させていただきます。第1号議案は、前回の委員会で御審議いただき、公示していた区画漁業権免許について、漁協から申請書が提出されたことから御審議いただくものです。

資料1ページに漁業法の抜粋を載せております。第69条では漁業権の免許を受けようとする者は、知事に申請して免許を受けなければならない、次の第70条では免許の申請があったときは、知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされており、本日、お諮りするものです。

資料の4ページを御覧ください。これまでに何度か御覧いただいた漁場計画から免許までの流れになります。前回の7月30日の委員会での御審議と答申を受けて漁場計画を樹立し、8月10日から50日間の申請期限で公示していたところ、漁協から申請がありました。本日、御審議いただき、11月10日に免許の予定となっております。

今回、免許を予定している漁業権の内容について、3ページに一覧表を載せております。免許番号は岡区第141号、漁業種類は第一種区画漁業権のわかめ養殖業、漁業時期は10月1日から翌年5月31日まで、漁場の位置は倉敷市大畠地先、区域は漁場計画において資料5、6ページで示す区域になります。3ページに戻りまして、申請者は児島漁業協同組合のみで競願はありませんでした。資料の7ページが児島漁協から提出された免許申請書の写しでございます。申

請の内容や申請者の免許の適格性について、水産課で審査しましたところ、妥当であると考えております。説明は以上でございます。御審議の程をよろしく申し上げます。

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので、第1号議案「漁業権の免許について」お諮りいたします。8ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続いて、第2号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

資料の10ページを御覧ください。令和3年10月1日付けで、知事から「知事管理漁獲可能量の設定について」の諮問がまいっております。漁業法第16条第2項の規定により、当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について水産課から説明させていただきます。

【津行技師】

水産課の津行です。よろしく申し上げます。第2号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」説明させていただきます。

9ページを御覧ください。根拠法令は漁業法第16条で、知事は、県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされておりまして、本日は知事管理漁獲可能量の設定について御審議いただくものです。

13ページを御覧ください。昨年、改正された漁業法において資源管理は漁獲可能量（TAC）を基本として行うこととされました。TACとは、漁獲量の上限を設定して獲りすぎを防ぐ手法であり、国は漁獲量ベースで80%の漁業対象種のTAC管理を目指しております。現在、岡山県でTAC管理されている魚種はクロマグロとマアジのみですが、今後、岡山県で漁獲されるある程度の魚種についてもTAC管理の対象となる可能性があります。資料の中段以下に記載していますが、サワラ、トラフグ、マダイなどのTAC管理導入に向けた議論が来年度から開始される予定になっています。

12ページを御覧ください。この資料は岡山県資源管理方針及び知事管理漁獲可能量についての概要ですが、改正漁業法において、都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針を定めるものとされています。昨年同時期の海区委員会において、岡山県の資源管理方針を定めており、TAC管理の対象となる特定水産資源であるクロマグロとマアジの具体的な資源管理方針について定めています。なお、岡山県資源管理方針の詳細につきましては、14ページ以降に資料を付けておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

本日の海区委員会では、マアジの令和4管理年度の岡山県への配分が公表されることに伴い、令和4管理年度におけるマアジの知事管理漁獲可能量について御審議いただくものです。10ページに委員会への諮問文書、11ページに本日御審議いただく令和4管理年度におけるマアジの知事管理漁獲可能量の案を付けております。

11ページについて御説明します。マアジですが、全国の漁獲量に占める岡山県の漁獲割合が非常に少ないため、国から配分される漁獲可能量が「現行水準」となり、具体的な数量が示されない特別な扱いとなっておりますので、岡山県としてマアジの漁獲可能量を現行水準として定めたいというものです。現行水準の扱いについては、12ページの3にお示ししております。3の(2)で具体的な数量は示されず、採捕停止命令も出されないとされておりますが、(3)にお示ししておりますように漁獲量等の報告は必要となります。マアジが採捕された場合は、TACシステムや漁獲成績報告書等の方法で県へ報告いただきたいというものです。

なお、本日の委員会で御審議いただいた後、農林水産大臣の承認を受けて遅滞なく公表する必要がありますので、承認後の12月に県水産課のホームページへの掲載を予定しております。説明は以上でございます。御審議の程をよろしく申し上げます。

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので、第2号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」お諮りいたします。23ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続いて、第3号議案「知事許可漁業の制限措置の制定について」事務局から説明をお願いします。

【高田局長】

資料の25ページを御覧ください。令和3年10月1日付けで、知事から「知事許可漁業の制限措置の制定について」の諮問がまいっております。漁業法第42条第3項の規定により、当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について水産課から説明させていただきます。

【角田技師】

水産課の角田と申します。「知事許可漁業の制限措置の制定について」説明させていただきます。資料の24ページを御覧ください。根拠法令は漁業法第42条第1項及び3項でございます。知事が制限措置を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されておりますことから、御意見を伺うものでございます。

26ページを御覧ください。1の趣旨についてでございますが、昨年12月に改正漁業法が施行されたことに伴い、漁業許可の内容として制限措置を定めて公表したところでありますが、その後に運用上の不都合が生じたため、一部変更を行うものでございます。

まず制限措置について簡単に御説明いたします。資料27ページに制限措置の一例を載せておりますので御覧ください。ごち網漁業とまながつお流網漁業を例に説明いたします。制限措置とは、漁業許可を規制するものです。そして、表の上の項目が定める必要のある制限措置の項目になります。左から漁業種類、操業区域、漁業時期、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、許可をすべき船舶等の数、漁業を営む者の資格となっております。この制限措置は、法改正により新たにできたものであり、法施行時に既に許可を受けていた方について制限措置の内容を明らかにする必要があったため、今年の11月12日に開催された海区漁業調整委員会で意見を聴いた後に、同年12月1日にその時点で既にある許可の制限措置を定めて県のホームページで公表いたしました。

続いて、今回、変更する制限措置について説明いたします。資料26ページにお戻りください。変更する制限措置は、船舶の総トン数、推進機関の馬力数の2項目です。変更内容について、下の表にまとめております。左から、変更する制限措置の項目、現行の内容、変更案、そしてその対象となる漁業種類です。まず、船舶の総トン数ですが、内容が2つあります。現行で「5トン未満で許可証に記載された総トン数」としているものは、下線部の「許可証に記載された」という部分を「5トン未満」に変更します。この制限措置の対象となる漁業種類は小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、えむし掛漁業です。それ以外の漁業種類については、現行で「許可証に記載された総トン数」となっておりますが、それを「定めなし」とします。推進機関の馬力数も同じく、漁業種類によって、「48キロワット以下で許可証に記載された馬力数」、

「5キロワット以下で許可証に記載された馬力数」となっておりますが、それをそれぞれ「48キロワット以下」、「5キロワット以下」とします。また、現行で「許可証に記載された馬力数」としているものは「定めなし」とします。

続いて、(2)の変更理由についてですが、これは法施行時に既にある許可について許可証に記載された総トン数、馬力数と定めましたが、法施行後、新たに許可を行う際には上の表の変更案に記載した内容としており、同じ漁業種類の許可の中で制限措置の内容が異なる状況となっていることから、これを是正するものです。説明については以上となります。以上、御審議の程、よろしくお願いいたします。

【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【福重委員】

変更理由の説明で法施行後に新たに許可を行う場合には、上限以外の規制を定めないようになったとありましたが、どのような理由でそのようになったのでしょうか。

【角田技師】

なぜ法施行後に制限措置の内容が変わっているかということですが、法施行後は、県が新たに許可をする際には、漁業種類毎に制限措置を定めて公示を行い、公示の内容を基に申請が行われます。その際に、公示する制限措置の内容を「許可証に記載された総トン数、馬力数」としますと、申請者はそもそも許可証を持っていない状態ですので、不適切な表現となってしまうことから、上限のあるものについては上限だけ、上限がないものについては定めなしとして公示しています。法施行時に既にある許可について制限措置を定めた際には、許可証の内容をそのまま制限措置に移行させるという方針としたため、現在の制限措置の内容との相違が生じております。

【濱崎総括副参事】

補足になりますが、新たに許可を受ける時には、知事が改めて制限措置を定めて募集を行うこととなっております。新しく許可を受ける方は許可証を持たれていないので、公示の内容に許可証に記載された総トン数と書かれても何のことか解りません。新しく許可を受けられるので法施行後には書けない状況と想っていただけだと思います。法施行後、半年経過して、当時定めた制限措置の内容と、新たに許可した制限措置の内容が同じ漁業種類で異なっているのは好ましくないことから、法施行後の運用に統一しようということです。今回の変更によって以前から許可を持っている人に何ら不都合はございません。

【福重委員】

ありがとうございました。

【井本会長】

他にございませんか。

【全委員】

意見なし。

【井本会長】

特にないようですので、第3号議案「知事許可漁業の制限措置の制定について」お諮りいたします。28ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の議案は終了しましたが、事務局から何かありますか。

【弘奥主幹】

今後の会議の予定について説明させていただきます。

年明けの1月上旬に岡山県の東部・中部・西部の地区別の組合長会議を予定しております。この組合長会議は、兵庫県、香川県、広島県との連合海区委員会に臨むに当たって、各漁協さんの入漁の状況、入漁に係る御意見を把握するために開催しております。次に、1月の下旬に第534回岡山海区漁業調整委員会を予定しております。内容ですが、各連合海区委員会に望む態度決定が大きな内容となっております。最後に、2月に各連合海区委員会を予定しております。今年度は兵庫、香川、広島連合海区の全てが相手県での開催の予定となっております。

【三宅委員】

西部地区ではサワラ漁の関係で色々と意見があるので、組合長会議の前に西部地区で事前協議を申し入れたい。12月の初旬にお願いしたい。

【濱崎総括副参事】

早めに日程調整をして事前協議をさせていただければと思います。

【井本会長】

以前、全県が一同に会して組合長会議を行ったことがあるが、その方が効率が良いのではないか。

【石飛課長】

元々は相手県とそれに係る問題も違うということで東部、中部、西部に分けて会議をしておりましたが、皆さんに長時間、協議していただくのが大変なので全県が一同に会して会議を行ったこともございます。しかし、そうなるに関わりのない地区の協議に参加するということが、効率的ではないという意見もございまして、地区別の開催方式に戻した経緯がございます。どちらの開催方式も可能だと思いますが、皆様方にもどれが一番効率的かということを考えて

いただきまして、今後の開催方式を検討していきたいと考えております。

【樫東副参事】

昨年の会議では、1日の長いスケジュールの中で空き時間が多かったので、会議終了後、昼からの半日開催の可能性について事務局内で話をしていました。開催方式を事務局で検討して再度、相談させていただければと思います。

【井本会長】

他によろしいですか。

【小谷委員】

下津井地区で遊漁の問題を抱えています。香川県ではマダコの遊漁ができなから岡山県にマダコの遊漁が流れてきます。設備も遊漁船の方が良いし、年配の漁業者が漁場に行っても釣れない。漁業者は中間育成等の取組を色々を行っているが、遊漁者はどこでも釣りができるという考え方の人も存在する。色々難しい問題はあると思うが、タコ釣りの許可制等を考えていただきたい。

次にトラフグですが、袋待網が操業している目の前で遊漁者がかなりの数のトラフグを釣っている。トラフグについても組合単位で様々な資源管理の取組を行っており、遊漁者はもう少し漁業者に配慮して欲しいし、何とかしなければいけないと思っている。

最後にサワラですが、中部地区の操業時間を朝5時までから6時までに延長して欲しいという要望があります。この件については、中部地区では袋待網と底びき網の方も大丈夫と言っているのです、他地区との調整があるのかもしれませんが検討していただきたい。

【石飛課長】

タコ釣りについては以前から同様のお話がございます、10数年前にタコ釣りの許可を導入してはどうかという意見がございました。ただ、そうしますと下津井地区だけではなく全県に影響する話になり、調整が困難ということで断念した経緯がございます。しかし、お聞きしたように漁業者の高齢化が進むと共に遊漁者の方が非常に多くなってきており、これまでのバランスが崩れているという状況もございます。トラフグの問題も含め、どのように調整できるのかを検討させていただきたいと思います。サワラの操業時間につきましては、他県との許可内容の整合や資源管理の問題を含めて考えていかなければならないと思っております。

【井本会長】

それでは、これをもちまして第533回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

終了時刻：14時37分